

豊中市体育施設公衆無線 LAN 設置及び提供業務に係る公募型プロポーザル募集要項

豊中市体育施設の来館者や利用者が快適にインターネットをご利用いただけるよう、また、同施設が指定一般避難所であることから避難時にインターネットによる情報入手が可能なように、新たに無料の公衆無線 LAN を整備します。つきましては豊中市で実施する設置業務及び回線の提供・保守を行う専門事業者の選定にあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1. 公衆無線 LAN 整備施設

公衆無線 LAN を整備しようとする体育施設は下表のとおりとする。

★1以上の任意の施設の応募も可とする。

★全7施設一括ではなく、各施設ごとに優先交渉権者を選定するので、全7施設に応募しても1施設のみ選定されることがあるので留意すること。

	体育施設の名称	所在地
1	柴原体育館	柴原町 4-4-18
2	千里体育館	新千里東町 3-8-1
3	豊島体育館	服部西町 4-12-1
4	武道館ひびき	服部西町 4-13-2
5	庄内体育館・ローズ文化ホール	野田町 4-1
6	高川スポーツルーム	豊南町東 1-1-2 高川複合施設 2階
7	グリーンスポーツセンター管理棟「みつぼの花」	大島町 3-9-2

2. 業務概要

(1) 業務の名称

豊中市体育施設公衆無線 LAN 設置及び提供業務

(2) 業務の内容

別紙「豊中市体育施設公衆 Wi-Fi 設置及び提供業務に関する仕様書」による。

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

※令和 5 年 3 月 1 日までに公衆無線 LAN サービスを開始すること。

※令和 5 年度以降の継続利用については、優先交渉権者と協議のうえ決定する。

(3) 提案上限額

令和 4 年度の上限は 1施設につき 454,000 円（消費税込み）とする。かつ、複数の施設に応募する場合は、合計の上限を 2,582,000 円（消費税込み）とする。

※当該金額には、初期構築費用、初期回線工事費、豊中市体育施設公衆無線 LAN サービス利用料、回線使用料及び運用保守費用等(令和 5 年 3 月 31 日まで)を含む。

※令和 5 年度の豊中市体育施設公衆無線 LAN サービス利用料、回線使用料及び運用保守費用等の合計の上限は、1 施設につき上限を 44,000 円(月額、税込み)とする。かつ、複数の施設に応募する場合は、合計の上限を 183,000 円(月額、税込み)とする。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすもの。なお、企画提案書の提出後においても、要件を満たさなくなった場合、応募者の参加を認めない。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2)本市から豊中市入札参加停止基準(平成 7 年 6 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3)本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 1 日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4)会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5)平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6)平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更

生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生
手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(8)労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

(9)国税及び地方税を滞納していないこと。

(10)提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を
受けている必要のある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

(11)同規模程度の自治体に無線 LAN サービスを導入・構築実績のある者であること。

4. 日程

いずれも、令和 4 年 (2022 年)。日程は変更する場合がある。

- (1) 募集要項等の公表 9 月 1 日 (木)
- (2) 質問事項の締切 9 月 20 日 (火) 17 時必着
- (3) 質問事項への回答 9 月 26 日 (月)
- (4) 応募書類提出期限 10 月 7 日 (金) 17 時必着
- (5) 審査 (書類審査) 10 月中旬 (※)
- (6) 結果公表 10 月中旬 (予定)

※審査は書類審査とし、各施設ごとに提案内容と金額による評価を行う。

○設置場所となる体育施設は事前に下記問い合わせ先に連絡のうえ見学することができる。
ただし、各室が利用されている場合は見学できないことがある。

5. 質問の受付

本要領の内容に不明点がある場合は、スポーツ振興課まで質問書 (様式 2) を電子メール
にて提出すること。なお、スポーツ振興課に対し電話連絡にて質問票の到達について確認す
ること。電子メールの件名は「豊中市体育施設公衆無線 LAN 設置及び提供業務公募に係る
質問」とする。

(1) 提出期限

令和 4 年 (2022 年) 9 月 20 日 (火) 17 時 (必着)

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和 4 年 (2022 年) 9 月 26 日 (月) までに市のホームページ
に回答を掲載し、個別には回答しない。なお、電話等メール以外の方法で質問は受け付
けない。

6. 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	提出書類の内容	様式
1	プロポーザル参加表明書 1 通	様式 1

	<ul style="list-style-type: none"> ・応募する施設を所定欄に記入すること。 ・<u>2施設以上に応募する場合でも1通の提出でよい。</u> 	
2	<p>企画提案書 (A4判)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案は1者1案とする。 ・<u>2施設以上に応募する場合でも1通の提出でよい。</u> ・内容は、別紙「豊中市体育施設公衆Wi-Fi設置及び提供業務に関する仕様書」を熟読の上、次の事項を盛り込むこと。 <p>(ア)提案の全体概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「豊中市体育施設公衆Wi-Fi設置及び提供業務に関する仕様書」の内容と一致するように記載 <p>(イ)公衆無線LANサービスの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用するインターネット回線 ・アクセスポイントの種類 ・<u>各施設ごとのアクセスポイント数及びアクセスポイントの配置</u> ・1つのアクセスポイントに同時接続できる端末数 ・1つのアクセスポイントに同時に15台の端末が接続された場合における通信速度 <p>(ウ)運用保守業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用保守の体制、障害対応等 <p>(エ)2年目以降の運用等に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>各施設ごとに、令和5年4月から令和9年度(令和10年2月29日)まで継続利用する場合の、各年度ごとの公衆無線LANサービス利用料、回線使用料及び運用保守費用等に係る費用の見込み額(月額。税込み)を明記</u> <p>(オ)その他提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「豊中市体育施設公衆Wi-Fi設置及び提供業務に関する仕様書」に示す以外で提案したい内容、他社と差別化できる特に提案したい内容(見積書で提示の額以外に費用がかかる場合は、金額を明示すること) 	任意様式
3	<p>会社概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2施設以上に応募する場合でも1通の提出でよい。</u> 	様式3
4	<p>業務経歴書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2施設以上に応募する場合でも1通の提出でよい。</u> 	様式4
5	<p>見積書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>1施設につき1通の見積書を作成すること(全7施設に応募する場合は7通の見積書を提出すること)。</u> ・記載の金額は、<u>令和4年度分の金額</u>を記載すること。 	様式5

	・作成に当たっては、供用開始を令和5年3月1日とし、 <u>初期構築費用（初期回線工事費を含む）及び運用月額料金（公衆無線 LAN サービス利用料、回線使用料及び運用保守費用等）</u> が分かるように記載すること	
6	公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書 ・ <u>2施設以上に応募する場合でも1通の提出でよい。</u> ※公募開始日から過去3年以内の処分歴は必ず記載すること	様式6

(2) 提出部数

- ・持参又は郵送の場合 正本1部及び提案書を格納した CD-R 又は DVD-R 1 枚。
- ・電子メールの場合 正本1部。

(3) 提出期限

令和4年10月7日（金）必着（持込み又は電子メールの場合は17時必着）

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

(4) 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれか。

※電子メールで提出の際は、件名を「豊中市体育施設公衆無線 LAN 設置及び提供業務公募への応募」とし、スポーツ振興課に対し電話連絡にてメールの到達について確認すること。また、メール1通6MB以下の容量としそれを超える時は複数に分割して送付すること。

(5) 提出先

豊中市都市活力部スポーツ振興課

豊中市中桜塚 3-1-1

メールアドレス：suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp

(6) 提出書類の取り扱い

- ①提出書類の分割提出は認めない。また、提出後の提出書類の訂正、追加、及び再提出も認めない。
- ②提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ③提出された提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④提出書類はいかなる場合でも返却しない。

7. 選定方法

提出書類の内容について、各施設ごとに、総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(1) 審査手順

豊中市体育施設公衆無線 LAN 設置及び提供業務事業者選定委員会にて審査する。

(2) 評価項目

項目	評価のポイント	配点
1.提案内容	<p>○提案の全体概要 別紙「豊中市体育施設公衆 Wi-Fi 設置及び提供業務に関する仕様書」の内容と一致した提案となっているか</p> <p>○公衆無線 LAN サービスの仕様 別紙「豊中市体育施設公衆 Wi-Fi 設置及び提供業務に関する仕様書」の「2 サービス仕様」に提示している内容を満たしているか</p> <p>○運用保守業務 別紙「豊中市体育施設公衆 Wi-Fi 設置及び提供業務に関する仕様書」の「3 運用保守業務」に提示している内容を満たしているか</p> <p>○その他提案等 別紙「豊中市体育施設公衆 Wi-Fi 設置及び提供業務に関する仕様書」に示す以外で提案したい内容、他社と差別化できる特に提案したい内容</p>	85 点
2.業務実績	・類似する業務の実績があるか	
3.費用	<p>・初年度の初期構築費用と運用月額料金の総額が必要最低額に抑えられているか</p> <p>・2年目以降の運用費用は必要最低限に抑えられているか。</p>	15 点

※公募開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で10点減点する。

(3) 審査スケジュール

令和4年(2022年)10月中旬に豊中市体育施設公衆無線LAN設置及び提供業務事業者選定委員会を開催し、提案書類による審査を実施する。

(4) 最終審査結果の通知及び公表

※結果は、各施設ごとに優先交渉権者を通知及び公表する。

※各施設ごとに優先交渉権者を選定するので、全7施設に応募しても1施設のみ選定されることがあるので留意すること。

- ①審査結果は、全ての参加資格を確認した提案者に対して文書で通知するが、審査経過については公表しない。
- ②契約候補者(最優秀提案者、次点提案者)となった提案者にはその旨と点数を、その他の提案者には選外になった旨と点数を記載する。
- ③審査結果の通知は、令和4年10月中旬を予定している。
- ④審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり
 - ・最優秀提案者の名称、評価点及び提案額
 - ・最優秀提案者の選定理由
 - ・全提案事業者の名称、評価点(提案者と評価点の対応関係は記載しない)

・選考委員の氏名

※応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しない。

8. 提案者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、前記「3.参加資格」に抵触するに至ったとき
- ・応募書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・一者で複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等)は、応募者の負担とする。
- ②提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じない。ただし、本市が認めた場合はこの限りでない。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。
- ③提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- ④質問事項の締切以降、本案件に係る質問は受け付けない。
- ⑤プロポーザル参加表明書の提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかにスポーツ振興課まで連絡するとともに、参加辞退届(様式7)を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはない。

10. 契約について

最優秀提案者と企画提案書の提案内容にもとづき、本市と協議のうえ業務内容を確定して契約を締結する。なお、最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがある。

契約に至った場合は、契約保証金の納付を行うこと。なお、履行保証保険の締結など、契約保証金を免除できる場合がある。

令和5年度以降の継続利用については、優先交渉権者と協議の上、決定する。

1 1 . 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市都市活力部スポーツ振興課（担当：小松）

TEL：06-6858-3186

FAX：06-6858-3864

E-mail：suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp